資料６－３

第8次大阪府医療計画　第6章在宅医療（後期）
見直しの考え方

第８次大阪府医療計画　第６章在宅医療（後期）の方向性

	在宅医療（前期）の施策体系	指針※１等を踏まえた改正ポイント	在宅医療（後期）の方向性
在宅医療サービスの基盤整備	**目標：連携の拠点及び積極的医療機関を中心とした在宅医療を支える地域のサービス基盤の整備** **個別施策** ・連携の拠点及び積極的医療機関の取組を支援 ・訪問診療及び往診の拡充 ・訪問歯科診療の拡充 ・在宅医療に取組む薬局の拡充 ・訪問看護の拡充	**【在宅医療サービスの基盤】** ■第２次地域医療構想を踏まえ、在宅医療の需要見込みを再設定 ■都道府県に求められる事項として、連携の拠点及び積極的医療機関の地域での役割について、圏域ごとに定期的に把握する等を追加（取組としては既に実施） ■指針等を踏まえ、その他必要な改正について検討中（新設された在宅薬学総合体制加算に指標を置き換えを含む）	◆国から新たに示された医療需要見込みを踏まえ、**在宅医療の需要見込みを再設定** ◆引き続き、在宅医療提供体制の充実等に向け、各地域において、連携の拠点及び積極的医療機関を中心とした取組推進 ◆往診を実施する医療機関の増加や多職種連携による24時間対応可能な体制づくりの推進 ◆訪問歯科診療、在宅医療に取組む薬局及び訪問看護の拡充 ◆各地域における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を中心とした、後方支援を行う医療機関での急変時受入体制の構築と強化 ◆**府は、連携の拠点等の取組状況の把握や課題共有、好事例の横展開を実施**
	目標：地域おける在宅患者の急変時の受入体制の確保 **個別施策** ・在宅医療を支える病院・診療所の拡充		
在宅医療に関わる人材育成及び府民への普及啓発	**目標：在宅で安心して最期まで暮らすことができる人材・機能の確保** **個別施策** ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の育成	**【在宅医療に関わる人材育成及び府民への普及啓発】** ■高齢者の医療需要が増す中、患者が望む医療・ケアが受けられるよう、高齢者施設の職員に対しACPの理解促進について追加 ■指針等を踏まえ、その他必要な改正について検討中	◆医療ニーズを踏まえた在宅医療にかかる人材の育成と確保 ◆看取りに対応できる関係機関の体制整備
	目標：円滑な在宅復帰を支える人材・機能の確保 **個別施策** ・病院・有床診療所の退院支援調整機能の強化を図る人材の育成 ・医療・ケア従事者に対する在宅医療に関する理解促進		◆退院時カンファレンス等でのWEBの活用とICTを活用した情報共有 ◆入退院支援担当者や医療介護コーディネーター等の対応力強化 ◆府民の在宅医療に関する理解促進や人生会議（ACP）をサポートする医療・ケア従事者の育成を支援 ◆**医療・ケアについて、患者の意思決定を尊重した支援が行えるよう高齢者施設職員に対するACPの理解促進**
	目標：人生会議（ACP）の認知度の向上 **個別施策** ・府民への人生会議（ACP）の普及啓発を推進		◆人生会議（ACP）のさらなる普及啓発

※1 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和８年６月10日付け医政地発0610第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

第８次大阪府医療計画　第６章在宅医療（後期）の方向性

	在宅医療（前期）の施策体系	指針※1等を踏まえた改正ポイント	在宅医療（後期）の方向性
多職種間連携	**個別施策** **目標：在宅医療・介護連携に取組む病院・診療所の整備** ・在宅医療・介護連携推進事業を行う市町村の支援 前期計画の施策に記載していない取組 ・各地域において、連携の拠点を中心とした多職種間連携の促進を支援 ・二次医療圏ごとの在宅医療懇話会（部会）において、連携の拠点及び積極的医療機関の取組状況の計画と進捗、課題について共有	**【多職種間連携】** ■連携の拠点による多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制構築に向けた取組内容等について、小項目を追加し記載 **【医療と介護の連携】（新規）** ■第２次地域医療構想を踏まえ、介護保険施設等の協力医療機関の確保や医療と介護の相互理解の促進について、小項目を追加し記載	◆医療従事者間や多職種間の連携が適切に行われる体制の構築(支援関係者の顔の見える関係と多職種チームの強化) **◆連携の拠点を中心とした、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築** **◆介護保険施設等における協力医療機関の確保状況の把握や、医療機関と介護保険施設等における実効性のある連携の構築を促進**
災害発生時に備えた在宅医療提供体制の整備	前期計画の施策に記載していない取組 ・連携の拠点を中心とした、災害時及び災害に備えた体制構築を支援 ・災害時における在宅人工呼吸器装着患者への重層的な備えとして非常用電源等の整備を支援 ・被災者支援情報共有システムなど情報ツールを活用し、在宅療養患者の状況を把握のうえ適切な支援を実施 ・在宅医療を提供する医療機関等の被災状況について、EMISや発災時の保健所活動等より把握	**【災害発生時に備えた在宅医療提供体制の整備】（新規）** ■災害時も在宅医療を受ける患者に対する医療・ケアの継続と早期復旧が求められることから、災害の発生に備えた在宅医療提供体制の充実・強化を平時から行うことを、大項目に新設し記載	**◆連携の拠点を中心とした、地域の実情に応じた災害時対応を含む連携対策の構築支援（好事例の横展開を含む）** **◆災害時における在宅人工呼吸器装着患者への重層的な備えとして非常用電源等の整備を支援** **◆被災者支援情報共有システムなど情報ツールを活用し、在宅療養患者の状況を把握のうえ適切な支援を実施** **◆在宅医療を提供する医療機関等の被災状況について、EMISや発災時の保健所活動等より把握できる体制の確保**

※1 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和８年６月10日付け医政地発0610第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知